

温泉発電等の導入に関する誓約書

今回、温泉発電等の導入及び温泉発電等設備の管理に当たり、下記事項の全てを遵守することを誓約します。

記

- 1 温泉発電等設備及びその熱源に関する情報を、市、近隣関係者及び近隣温泉関係者（アボイドエリア内で温泉発電等の導入を行う場合にあっては、これらの関係者及び別府市温泉発電等の地域共生を図る条例施行規則第30条に定める区域に存する源泉に係る権利を有する者。以下この項において同じ。）に周知するとともに、近隣関係者及び近隣温泉関係者の理解を得るために必要な説明等を積極的に行います。
- 2 温泉発電等の導入及び温泉発電等設備の管理において、関係法令の遵守並びに近隣区域の自然環境及び生活環境に関して十分に配慮します。
- 3 温泉発電等の導入に当たり、温泉資源の恵みを市民が享受できるよう努めます。
- 4 温泉発電等の導入及び温泉発電等設備の管理を適正に行うとともに、事故及び公害（以下「事故等」という。）の防止に努めます。
- 5 温泉発電等の導入及び温泉発電等設備の管理に関して、事故等が発生した場合は、適切な対応を図るとともに、再発防止のための措置を講じます。
- 6 発電事業の終了後は、温泉発電等設備の撤去及び廃棄に関して適正に実施するとともに、撤去後の土地に関しては着工前の原状に復します。

別府市長

あて

年 月 日

住 所

氏 名

〔 法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

印